

障害者雇用の促進のために

障害があってもなくても、職業生活の自立のために、
その能力を発揮する機会を与えてください

障害者雇用率制度

●障害者雇用率制度とは…

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、事業主に対して、その雇用する労働者に占める障害者の割合が一定率（**法定雇用率 2.5%**）以上になるよう義務づけています。

障害者を雇用しなければならない事業主の範囲： 常用雇用労働者数 40.0人以上

障害者雇用納付金制度

～常用雇用している労働者数が 100 人を超える事業主が対象～

●障害者雇用納付金制度とは…

法定雇用率を下回っている事業主から、法定雇用障害者数に不足する人数に応じて納付金を徴収し、それを財源に法定雇用率を上回っている事業主に対して障害者雇用調整金、報奨金、各種の助成金を支給する制度です。障害者を雇用するには、作業施設・設備の改善や職場環境の整備など、経済的負担が伴います。この納付金制度は、障害者を多く雇用している事業主の経済的負担を軽減し、事業主間の負担の公平を図りつつ、障害者雇用の水準を高めることを目的としています。

実施主体：独立行政法人高齢・障害・求職雇用支援機構（沖縄支部）
TEL:098-941-3301

障害者に対する職場実習推進事業のご案内

沖縄労働局及びハローワークでは障害者の職場実習を推進しており、実習受入候補事業所として登録いただける企業を募集しています。

このような企業の皆様に…

- ◇障害者雇用に関心はあるが、雇用経験やノウハウが乏しく不安。
- ◇障害のある人にどんな仕事をしてもらえばいいかが分らない。



職場実習にご協力いただける事業所は、下記までご連絡をお願いいたします。